

平成 18 年度事業計画（案）

平成 17 年度は、一般経済は緩やかな回復傾向をたどりながらも、政府の構造改革政策の一層の進展を背景に、業種間、企業間、地域間それぞれの格差がさらに広がり、中小企業では、依然と景況に停滞感が見られた。また、「小さな政府」を目指す路線の延長に、商工中金の民営化、企業負担の増加など中小企業への影響が懸念される状況が見られた。さらに、経済を背景とする事件性を帯びた社会問題が多発して、社会矛盾を含みつつ、平成 18 年度に不安を残している。

その中で、木材業界では、依然と木材需要の伸び悩みと価格の低迷から、長期の停滞を余儀なくされた。平成 17 年の住宅着工量は 3 年連続の増加を示したが、持家の減少が進み、木材需要の伸び悩みの一因と見られた。また、流通変化など需給構造の変化はさらに進み、一部を除くと木材需要に回復感を感じる余地が少なくなっている。さらに、建築業全般の問題としてマンション、ホテルの耐震偽装問題が生じ、国民的な関心を集め、住宅建築への余波が想定されるところである。したがって、木材特に国産材の需要、供給の構造的変化に対応した対策として、品質、規格を明確にして、安全で安心な木材本来の特性を活かし、顧客本位の技術開発と売り方に徹した新たな需要拡大策がますます必要になっている。

平成 18 年度の経済見通しについては、種々の予測が出されているものの、前年度から引き続く問題や政治状況次第では、その展開は予断を許さず、まして、木材業界としては、なお不透明と言わざるを得ない。

このような中で、木材需要の大宗を占める住宅建築の動向は、全体としては前年水準にあるとしても、持家、在来木造の減少は十分に予想されるところである。木材業界の課題は、品質・規格の明確化と木材利用の推進であり、消費者の理解を得る努力が、ますます必要になっている。このほか、組合活動の活性化、企業の体質強化への対応を強める必要がある。

このような、厳しい経済情勢と木材産業の構造的変化が進む中で、全木連等との緊密な連携のもとに、協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化のため、下記事業について、組織をあげて取り組むと共に、中・長期的な方向性についても検討するものとする。

共同事業の推進

1．製材品の共同取引事業

産地出荷者と首都圏荷受者を結ぶ本事業は、現在、産地が実質 1 県であるが、出荷、荷受とも継続実施の意向であるため、出荷・荷受双方のニーズと木材流通の実態を斟酌のうえ、取扱量の増大と緊密な情報交換に努める。

2．国有林材受託販売事業（優良国産材展示即売会）

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業は、取扱量の減少など新たな局面を迎えているが、国有林の販売方針を踏まえ、事業実施県木協連等との連携のもとに、引き続き事業の推進を図る。

3．優良国産材製材品展示会事業

国有林材の PR、優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業は、関係県木協連及び実施市場と連携、協力を得て引き続き実施する。

4．優良小木工品の販売斡旋事業の推進

各都道府県木協連の支援・協力を得て、事業を推進する。

5．優良器材等販売斡旋事業

全国のスケ - ルメリットを活用した都道府県木協連等との共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て全国的な普及展開を推進する。

特に「ホワイトくん」等の木材保護剤の販売促進、また、公共施設の建設計画の情報収集などにより、発注者に対して木材保護剤の使用の働きかけを重点的に進める。

6．カーリース等斡旋事業

組合員への低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て組織的な取組みを進める。

共済事業の推進

本会の共済事業は、全国のスケールメリットを活かした「安い掛金で高額保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところであり、本年度も都道府県木協連等と十分意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

1. 中型グループ生命共済制度

当会事業の中核として、都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成を図る。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進を図る。

2. 大型生命共済制度等

大型生命共済制度の拡大に努めるほか、総合保障プランLタイプ、総合保障プラン(無配当型)の普及拡充に引き続き努め、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられる、商品揃えを行う。

3. 総合賠償補償制度

従来木材 PL 共済制度及び施設賠償共済制度を包括し、新たな補償を追加した新商品として発足した本制度の普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て努めるとともに、旧制度からの更新にあたっては、既加入者に混乱を与えないように、引受保険会社の AIU 保険会社と連携し十分な対応に努める。

補助事業等の効果的实施

継続中の国庫補助事業を効果的に着実に実施する。

1. 木材産業体質強化事業

製造・流通業の合理化、高次加工化、および環境保全対応施設の整備を図る利子助成事業に必要な特別資金の造成、利子助成事業を行う。

本事業の実施に当たっては、都道府県からの高率補助の実現に努め、都道府県及び地域における関係組織及び関係者との連携を図るものとする。

2. 木材産業構造改革促進事業(再編整備事業)

地域木材団体と木材関連事業体とで策定する、協業化、合併等をはかる再編整備プログラムに基づく設備廃棄に必要な撤去費用への助成、再編整備プログラムの策定・指導を行う。

3. 木材供給高度化設備リース促進事業

製材工場等企業が行う、機械リースによる、乾燥設備ほかの機械設備導入に対し、リース料の一部助成を行うために必要な資金造成と助成事業を行う。

4. 木材産業体質強化対策事業

利子助成事務を引き続き実施する。

5. 木材産業高度化促進事業

利子助成事務を引き続き実施する。

6. 木材産業高度化総合対策事業

事業終了に伴う事務を行う。

その他事業

1. 調査情報事業

日本木材青壮年団体連合会に委託し、実施する木材業景況調査を充実する。

2. 出版事業・その他

(1) 「農林規格」等の出版、販売を行う。

(2) 全国木材産業振興大会を全木連と共催実施する。

(3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取り組みを推進する。